

平成 24 年 11 月 5 日

各 位

更生会社 秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画案の付議に関する Q&A

平成 24 年 10 月 31 日、東京地方裁判所が、当社の更生計画案を決議に付する旨の決定を行ったことに関し、一般に想定される質問につきまして、以下のとおり Q&A を作成いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。

以上

【付議された計画案について】

Q 1 管財人が作成した計画案が付議された理由は。

A 1 管財人の更生計画案が法令及び最高裁判所規則に適合し、内容も公正かつ衡平であり、遂行可能であると認められたからと考えています。

調査委員が平成 24 年 10 月 29 日に裁判所に提出した管財人の更生計画案に対する意見書においても、その旨の意見を得ています。

【今後の手続について】

Q 1 更生計画案の決議の方法は。

A 1 付議決定において書面による投票方法が採用されています。関係人集会が開催される予定はありません。

Q 2 書面投票の期間は。

A 2 平成 24 年 10 月 31 日から平成 25 年 2 月 26 日まで（裁判所必着）となっています。お早めの投票をお願いいたします。

Q 3 更生計画案や投票用紙はいつ届くのか。

A 3 議決権を持つ債権者には平成 24 年 11 月上旬から中旬ごろに順次更生計画案が送付される予定ですので、内容をご確認いただき、同封の投票用紙・返信用封筒にて、投票をお願いいたします。

Q 4 付議された更生計画案の可決の要件は。

A 4 可決には原則として更生債権者の議決権総額の過半数、更生担保権者の議決権総額の 3 分の 2 以上の同意が必要となります。

Q 5 更生計画はいつ裁判所によって認可されるのか。

A 5 付議された更生計画案について債権者の皆様の賛同が得られ、順調に手続が進めば、投票期間経過後、速やかに認可決定を得ることができるものと考えています。

Q 6 付議された更生計画案は平成 24 年 8 月 21 日に提出されたものと同じか。

A 6 当職らは、8 月 21 日に更生計画案を提出した後に、誤記等の修正や計画案提出後に生じた事情を更生計画案に反映させるため、平成 24 年 10 月 29 日付の裁判所の許可（会社更生法 186 条）を得て更生計画案を修正しており、修正した更生計画案が付議されています。弁済率や弁済時期を含め、更生計画案の基本方針に修正はありません。

Q 7 更生計画案はいつ確定するのか。

A 7 認可決定後、認可決定の公告掲載日の翌日から（即時抗告がなされることなく）2 週間経過すると確定します。認可決定が確定した場合には、当社ウェブサイト等を通じて関係者の皆様にお知らせする予定です。

なお、更生計画案に基づく弁済は、更生計画の認可確定が条件となっているため、認可決定が確定しないと弁済を実施できないこととなります。

【その他】

Q 1 今後もウェブサイト等を通じて情報提供を行う予定はあるのか。

A 1 最終的な投票結果、更生計画の認可の有無等の情報については、ウェブサイトでのお知らせやQ&Aを通じて提供してまいりたいと考えています。

以上